

Title	印度の金融と印度証券
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.3 (1917. 3) ,p.319(1)- 343(25)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170301-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(む 望を記附御旨る依に告廣誌雜會學田三は節の文池御へ主告廣)

太田胃散
 妙す
 飲み過ぎ
 食ひ過ぎ
 溜飲
 宿酔
 胸痞
 胃痙攣
 胃散元祖 太田信義

三田カレージ
 タウンに於ける唯一の理想の的な
 米華堂カレージ
 三田 一丁目 十一番地
 停留所際
 電話芝四二六六

三田學會雜誌 第十一卷第三號

論 說

印度の金融と印度證券

堀 江 歸 一

余は本誌第十卷第二號に於て「印度の貨幣並に金融制度に關する研究」と題する論文を掲げ、専ら印度の金融並に通貨に關する英國調査委員會の報告書を基礎として、多少の議論を試みたり。當時通貨制度に關する研究を主とし、金融制度に及ぶもの甚だ少なかりしが、近時偶々印度に於て印度證券賣却制限の問題起り日印

第十一卷 (三一九) 論 說 印度の金融と印度證券

第三號

一

間の貿易に影響する所大なるの故を以て、世人の印度金融制度に對する注意を惹起したるが故に、前論を繼承して、印度の金融制度殊に印度證券の運用に就て、論述する所あらんとす。但し主要の材料は前論と同じく、前記の報告書并に同書に添附せられたる諸参考人の陳述に仰ぎたり。

印度政府が英國に對して多額の金貨拂債務を負ひ、銀貨を以て國庫に收納したる収入を金貨を以て、倫敦に於て拂出すの必要あると共に、國庫收入の一部を倫敦に存置し、以て金貨拂に應ずるの必要あることも、世人の知る所なり。今、千九百七年度より千九百十三年度に至る七年間印度政府の歳計に據り、經費の印度并に英國に於ける支拂高を表示するに左の如し。

	印度	英國	合計
一九〇七年	七七、二四一、一〇〇	二六、九四三、八〇〇	一〇四、一八四、九〇〇
一九〇八年	七四、二八〇、三〇〇	二八、五二二、二〇〇	一〇二、八〇二、五〇〇
一九〇九年	七四、五〇一、七〇〇	二六、三七四、五〇〇	一〇〇、八七六、二〇〇
一九一〇年	七八、〇七二、一〇〇	二九、〇〇三、五〇〇	一〇七、〇七五、六〇〇
一九一一年	七九、七九一、九〇〇	二八、七二九、二〇〇	一〇八、五二一、一〇〇
一九一二年	八一、〇二八、七〇〇	三三、〇四七、七〇〇	一一四、〇七六、四〇〇

一九一三年

九一、五二三、三〇〇

三〇、九七五、七〇〇

一二二、四九九、〇〇〇

斯の如く印度政府は印度と英國との兩地方に於て經費の支拂を爲すが故に、自ら兩地方に國庫金の殘高を配置せざる可からず。國庫金殘高配置の方法を決定したるものは、即ち千八百七十五年のソールズベリー卿命令書并に千八百九十九年のハミルトン卿命令書(兩者共に當時の印度事務大臣たり)にして、之に據り、印度政府は全國に於ける二百七十餘の支金庫、三箇のプレゼンシー銀行本店、三十五箇の同上銀行支店、三箇の準備金庫に國庫金を配置するを以て、大體の方針とす。印度政府とプレゼンシー銀行との關係は恰も歐洲諸國の政府と中央銀行との間に於けるものゝ如く、千八百九十八年成立したる契約に據れば、三銀行は其本店并に或る支店に於て國庫事務を行ひ、政府は之に對して一定の料金を支拂ふ可く、又政府は定額の國庫金を銀行に預入れ置くの義務を負はざるも、豫め最小限度の金額を定め、各銀行本店に於ける國庫預金が右の金額以下に減少したるときには、政府より銀行に對して銀行が當時公衆との取引に於て當座貸付に就て徵收する最低の利子歩合を支拂ふこととし、一方に諸銀行に交附する料金并に利子支拂を

要せざる國庫金の残高を以て、左の如く決定したり。

料 金	國庫金最小限度
ベンガル銀行	二、九〇〇 ^磅
マドラス銀行	二、三三、三〇〇 ^磅
	一、二〇、〇〇〇
孟買銀行	八〇〇
	一、三三、〇〇〇

然れども右は諸銀行に於ける國庫預金の最小限度を定めたるに止まり、實際の預入れ高は右の金額を超過するもの甚だ大にして、諸銀行の資本金并に積立金に對する比率に就て云へば、最低四割七分五厘より最高九割一分六厘の間に居るが故に、國庫預金が諸銀行の營業に資するもの少なしとせず。加ふるに金融市場緊縮の際には、政府は國庫金を利付にてプレシデンシー銀行に融通し、以て一時の急に當らしめんとすることあり、自ら國庫と金融市場との關係を調節するに、相當の効果を致しつゝあるが如し。

近時右の内地國庫金取扱法に關して、世間に改正論唱へられ、或はプレシデンシー銀行に對する國庫預金を増加す可しと云ひ、或はプレシデンシー銀行以外の銀行に預金を爲す可しと云ひ、或は銀行以外の金融機關に就て擔保を徴して、預金

す可しと云ふが如き種々の説行はるれども、未だ實行せらるゝに至らず。然らば一方に印度事務省は如何なる方法の下に、國庫金を處理するやと云ふに、元來印度事務省は年々短時日の間に巨額の支拂を爲さざる可からざるの地位に居れり。現に千九百十一年より同十二年に至る一年度に就て見るに、千九百十一年四月一日より同五日に至る間に三百六十二萬四千三百四磅、七月一日より同五日に至る間に三百八十一萬五千七百十磅、十月一日より同五日に至る間に二百四十六萬二千磅、千九百十二年一月一日より同五日に至る間に三百十萬八百五十七磅の支拂を爲したるが如き、此適例にして、上記の外に鐵道貯藏品購入代金の如き、短期の通知に依て支拂を爲すことを要し、然も支拂の期日は多く請負業者の請求に依り、之を豫知する能はず。隨て支拂に要する資金が其の支拂を爲す可きの時に收納せらるゝを保證するに難きものあり。而して支拂に要する資金は印度證券并に電信爲替の賣却に依るもの多く、是等の賣却は毎週を期して行はるゝと雖も、時に長時日を通じて、其賣却の行はれざることあると共に、巨額の資金が借入金収入として短期間に收めらるゝことある可し。茲に於てか、巨額の支拂を爲す可き時

期に備ふる爲め、印度事務省は毎週印度證券并に電信爲替の賣却に依て得たる收入を蓄積し、現金の形態を以て、手充に所藏するか、又は當座貸付の形態に於て、之を運用するを必要の手段とす可し。本來印度事務省の處理する國庫金は事務大臣の名義を以て、英蘭銀行に預入れられ、之に對して何等の利子を得る能はざる次第なりしが、千八百三十八年以後の慣例に於ては、國庫金の一部分を英蘭銀行に預入るゝと共に、他の一部分は利付を以て、運用するを常とす。運用の方法は銀行、割引商會并に株式仲買人に對する貸出を主とし、融通を受く可きものゝ名簿は豫め調製せられ、時々之を訂正し、新に名簿に記入せらるゝことを請ふ者あるときは、其地位、資力、營業の狀態等を考量して、許否を決し、融通の期限は之を三週間乃至五週間に置き、時に六週間に及ぶことあるを以て、斯る國庫金は必要に應じ、六週間以内に回收せらるゝを得べし。而して印度事務省の會計官は日々事務省所屬の仲買業者に對して、借換ふ可き貸付金の金額、新に貸出す可き金額、回收す可き金額等を告示し、一方に仲買業者は融通金に對して最高の利子を收むるの責任を負ひ、擔保物の英蘭銀行に提供せらるゝと共に、同銀行より國庫金の拂出を受くるの常にして、

擔保物は出納證券、國庫債券、大藏省證券、國債、年金證書、政府の利子を保證したる有價證券、印度公債、同上債券、同上政府手形、ルーピー手形、同上鐵道會社債券、倫敦府各種債券に限らる。千九百九年に至り、以上の證券を擔保とする貸出のみを以て、國庫金を處分するに難く、他に利用の方法を求めざる可からざるの狀態と爲るや、印度事務省は仲買業者に命じ、一箇月乃至三箇月の期限に於て、國庫金の剩餘額を倫敦の重なる銀行に預入れしむることゝし、千九百十一年に至り、預入高を一銀行に付き一百万磅に限り、銀行の數を七箇としたり。

故に印度政府の運用する國庫金の利率が倫敦金融市場に行はるゝ短期貸付利率并に預金利率に依て左右せらるゝは、當然の事實にして、國庫金運用の利率が印度政府の發行する公債、債券又は一年を期限とする手形の利率に比較して、多少の相違の存するも亦免かれ難き所なり。現に千九百九年より千九百十二年に至る間、印度事務省が印度公債、手形等に對して付したる利率は百磅に付き三磅十二志十一片乃至二磅三志十一片の間に居りしが、千九百十一年より千九百十二年に至る間、貸出金に依て得たる利率は二分六厘、預金に依て得たる利率は二分四厘三毛

に止まれり。茲に於てか印度事務省は一方に高利を以て資金を借入れながら、他の一方に低利を以て之を貸出すものなりとの非難に接するが如しと雖、印度事務省が資金を借入るゝや、饑饉其他特殊の事變に基く収入の不足を補充するの必要に出で市場の求むる利子を支拂はざる可からざるに反し、其資金を貸出すや、一時手元に餘れるものを第一流の商會に對し、最上等の擔保品を徴して、遊金處分の爲に、之を爲すが故に、斯る事實を生ずるものにして、已むを得ざるの數とす可きなり、

二

印度政府は収入の殆ど全部を印度に於て徴收するに拘はらず、其内の約二割五分は之を英國に對する支拂に充てざる可からず。固より英國に於ける支拂高の一部分は同國に於て募集せらるゝ公債の収入を之に充つることなきに非ずと雖も、些細の金額にして、實際支拂金の大部分は年々の國庫収入に相對し、印度より送金の方便に依て、決済せらるゝを常とす。然らば送金の方便如何と云ふに、左の三種に外ならず。

第一、倫敦に於て印度事務大臣が爲替手形(普通カウンスル、ピルの名を以て知

らる)并に電信爲替を賣却し、印度に於て印度政府が之を支拂ふ方法行はる。

第二、印度事務大臣にして手形并に電信爲替の賣却に依て、所要の金額を得る能はざることを考ふるときは、印度政府は所有の金貨を倫敦に現送せざる可からず。但し印度政府の所有する正貨は紙幣に對する通貨準備金として、國庫に所有せらるゝものなるが故に、政府が倫敦に金貨を現送し、印度事務大臣をして一般の目的に之を使用せしむるときには、通貨準備金中より金貨を收用すると共に、一般國庫の有する紙幣を同額だけ銷却するか、又は國庫より同額のルーピー銀貨を通貨準備金に移さざる可からず。

第三、近年に至り爲替手形并に電信爲替の収入を補足する爲めに、通貨準備金中の金貨を現送するには、第二項に掲げたるよりも、簡便なる方法行はる。即ち通貨準備金の一部は倫敦に於て金貨の形態を以て、所有せらるゝが故に、印度事務大臣は必要の生ずるに隨ひ、印度政府の國庫に存する紙幣を銷却し、又は國庫よりルーピー銀貨を通貨準備金に移すと共に、直に倫敦に有する通貨準備金中の金貨を收用するを得べし。

印度宛手形の賣却に依て、英國支拂の資金を得る方法は東印度會社の時代より行はれ、後に印度事務大臣に依つて繼承せられたるものにして、實に千八百十三年に始まり、千八百三十四年より印度内亂の時まで時々斷絶したることあるも、繼續して行はれ、千八百五十七年より同六十二年に至る間全く停止せられたる後、千八百六十二年を以て復興せられて、以て今日に至れり。千八百六十二年復興の當時に於ては、毎月一回一定の相場を以て、手形を賣却したるが、其後二週間一回より毎週一回と爲ると共に、一定の相場を以て賣却する方法に代ふるに、最高價格の申込に對して割當るの方法行はれ、千八百七十六年以來爲替手形に於けると同じく、電信爲替に對しても競争募入を認め、募入價格は一ルービに對する片の若干額を以て之を競争することを許し、千八百六十二年一月には四分の一片、千八百六十二年三月には八分の一片、千八百七十五年一月には十六分の一片、千八百八十二年には三十二分の一片としたり、政府の行ふ二週間一回又は一週間一回の賣却期日以外の期間に於ても亦申込を受入れ、Intermediates 又は Specials なる名稱の下に、手形并に電信爲替を賣却したり。現行の手續を

見るに、毎水曜日英蘭銀行は印度政府、マドラス政府并に孟買政府宛手形并に電信爲替を次週の水曜日に交付す可き布告を爲し、同布告に於ては割當の總額をも示し、斯くて英蘭銀行正副總裁役員、印度事務省の官吏立會の上にて募入を受付くるものとす。印度事務大臣は布告に示したる總額を割當るの義務を負はず、唯手形に就ては一志三片三十二分の二十九以下、電信爲替に就ては一志三片十六分の十五以下の申込を受理せざるものとす、兩者の間に普通三十二分の一片の差を設け、カルカッタ又は孟買の銀行利率が八分以上に騰貴するときには其差を十六分の一片とすることあり。斯る制限の下に、事務大臣は一般の公募を受けて、最高價格の申込人に割當て、公募高の割當高に超過するときには、按分比例を以て、割當を決定す。而して斯く毎水曜日の割當高の決定せらるゝと共に、事務大臣は次週の水曜日に至るまでの賣却高を豫定し、曩に割當てたるものに對するよりも爲替手形、電信爲替共に、一ルービーに付き三十二分の一片だけ價格を高位に置くものとす。

斯く印度政府が印度宛手形の賣却に依て、印度國庫より印度事務大臣に巨額の

資金を移すを得るは、要するに印度が通常有利なる貿易差額を有するの結果にして、收穫の甚だしく不良なる時か、又は貿易状態の極めて不利なる時を除き、有利なる貿易の差額は常に實在し、銀行其他の機關は必ず印度事務大臣の賣却する手形を買入れて、以て印度に送金せざる可からざる上に、印度に對する世界の債務は他の方法に依て決濟の道を求めざるを得ず。千八百九十三年印度が造幣局を閉鎖する以前に於て、此決濟の方便として利用せられたるは、即ち印度に銀地金を現送し、之をルーピー銀貨鑄造の材料に供する一事に存したれども、同年造幣局の閉鎖せられたる後に於ては、自らソヴエレン金貨を現送して、以て従前の方法に代ふるに至れり。故に印度事務大臣が印度證券の賣却に依て、印度より收めんとする資金が貿易上印度に有利なる差額とする金額以下の程度に居り、且つ事務大臣が印度に金貨を現送するよりも送金上低廉なる相場に於て、證券を賣却する以上は、一方に英國支拂の資金を得ると共に、他の一方に爲替相場を一ルーピーに付き一志四片の率に維持すること敢て困難なりとせず。此事たる、千八百九十九年以來常に行はれ、繼に千九百七年より同八年に至る數箇月間に困難を生じたることあ

るのみ。大體の經過斯の如く爲るが故に、印度政府は次年度の豫算を編成するに當り、印度政府の支拂ふ可き經費中、爲替手形の賣却に依て印度事務大臣に送付するを得る金額と公債募集に依て調達するを得べき金額とを定め、更に一年度内に於て賣却す可き手形の金額を年度内の各月に分布するものとす。蓋し印度に於ける商業上の趨勢は之を二期に區分するを得べし。毎年十月一日より翌年の三月末に至る間は繁忙の季節にして、一方に四月初旬より九月末に至る間は閑散の時期なり。而して會計年度は此閑散の時期に始まり、其間倫敦より印度に對する送金の方便として、公衆の爲替手形を需要すること、他の時期に比較して寡少なるを免かれず。試に千九百十年より同十二年に至る統計を見るに左の如し。

	四月より九月に至る間	平均爲替相場	九月より三月に至る間	平均爲替相場
一九一〇—一九一一年	二七、三三、五九 <small>ルピー</small>	二、四三、九二 <small>先令</small>	三六、九六、七六 <small>ルピー</small>	一五、三三、五三 <small>先令</small>
一九一〇—一九一一年	二七、三三、五九 <small>ルピー</small>	二、四三、九二 <small>先令</small>	三六、九六、七六 <small>ルピー</small>	一五、三三、五三 <small>先令</small>
一九一〇—一九一一年	二七、三三、五九 <small>ルピー</small>	二、四三、九二 <small>先令</small>	三六、九六、七六 <small>ルピー</small>	一五、三三、五三 <small>先令</small>
一九一〇—一九一一年	二七、三三、五九 <small>ルピー</small>	二、四三、九二 <small>先令</small>	三六、九六、七六 <small>ルピー</small>	一五、三三、五三 <small>先令</small>
一九一〇—一九一一年	二七、三三、五九 <small>ルピー</small>	二、四三、九二 <small>先令</small>	三六、九六、七六 <small>ルピー</small>	一五、三三、五三 <small>先令</small>
一九一〇—一九一一年	二七、三三、五九 <small>ルピー</small>	二、四三、九二 <small>先令</small>	三六、九六、七六 <small>ルピー</small>	一五、三三、五三 <small>先令</small>
一九一〇—一九一一年	二七、三三、五九 <small>ルピー</small>	二、四三、九二 <small>先令</small>	三六、九六、七六 <small>ルピー</small>	一五、三三、五三 <small>先令</small>
一九一〇—一九一一年	二七、三三、五九 <small>ルピー</small>	二、四三、九二 <small>先令</small>	三六、九六、七六 <small>ルピー</small>	一五、三三、五三 <small>先令</small>
一九一〇—一九一一年	二七、三三、五九 <small>ルピー</small>	二、四三、九二 <small>先令</small>	三六、九六、七六 <small>ルピー</small>	一五、三三、五三 <small>先令</small>
一九一〇—一九一一年	二七、三三、五九 <small>ルピー</small>	二、四三、九二 <small>先令</small>	三六、九六、七六 <small>ルピー</small>	一五、三三、五三 <small>先令</small>

故に商業活氣を呈し、殊に活氣の來る可き勢の印度事務大臣に依て豫測せらるゝときは、同大臣は會計年度の前半に於て、印度證券の賣却高を制限して、其後半

に於ける賣出に餘地を設け、以て閑散の時期に於けるよりも高率の相場の下に、多額の賣却を行はんとす。固より證券賣却上に斯る調節を施すに就ては、第一會計年度の前半に於ても、其後半に於けると同様多額の支拂を要し、第二會計度の前半に於て、事務大臣の收納したる資金は假令迅速時に拂出されざるも、倫敦に於て之を市場に貸出して、利殖を謀るを得るに反し、印度に於ては普通利殖の計を講ずる能はず、隨て此利殖に依て生ずる利益は低廉なる相場を以て、年度の前半に手形を賣却するの損失を償ふに足る可く、第三冬期に於て證券に對する市場の果して良好なるを得るや否やは貿易風の経過したる後に非ざれば判明せざるの事情ありて、爲めに困難の伴ふことなきに非ずと雖も、大體に於ては冬期證券市場の良好なるを得べきことの期待を以て、年來上述の調節を行ひつゝあるものとす。

或は印度事務省從來の政策に對して、第一事務大臣は毎年豫算に計上したるよりも以上の手形を賣却す可からず、第二印度に金貨を現送する目的を以て、英蘭銀行に金貨の取付を生ずるが如き正貨輸送點を超越する相場を以て、電信爲替に於ては一ルーピーに付き一志四片三十二分の五、手形に於ては一志四片八分の一を以

て其限度とす、手形を賣却す可からずとするの説あり。然れども第一説の如きは、貿易風の良好、一般商業の繁榮に基き、印度政府は豫算編成當時に於けるよりも、多額の送金を爲すを得るに至れるの結果にして、斯くて事務大臣が多額の資金を收むるや、之を借入金に依て調達す可き資金に振替ふるの常なるを以て、之を非難するは必ずしも當れりとせず。又第二説に就て見るに、事務大臣の定むる爲替相場が正貨現送點を超過するときは、金貨は濠洲埃及等より印度に流入することある可く、一方に事務大臣にして手形の賣却を中止せんか、自ら求めて送金の方便を喪失するの危険を負ふのみならず、印度に於ける通貨準備金中の金貨を過剰ならしめ、其充溢を防ぐ爲めに、又は國庫の必要に應ずる爲めに、運賃保険料等を負擔して、印度より英國に向つて、金貨を現送せざる可からざるに至る可し。要するに印度事務大臣にして手形の賣却を中止することありとせんか、其中止は例へば一月二月又は三月上旬と云ふが如き會計年度の終期に發生す可く、然も當時に於ては、印度に對する送金の必要特に強大なるが故に、中止の影響甚だ大ならざるを得ず。印度證券を賣却するに、單に印度事務省の經費支拂に伴ふ必要のみを以てせず、貿

易上の便利を參酌するは、千八百九十七年以來常に世間の問題に上る所なり。而して印度政府は國庫に有する殘高を以て、商業上の必要に應じて、印度宛手形の代金を支拂ひ、以て印度金融市場の緊縮を救濟するを困難とするの事情あるが故に、千九百八年の印度立法部法律(始め六箇月を期して實施せられたるが、數次の延期を経たる後、千九百二年永久法と爲れり)に於て、事務大臣が倫敦に於ける通貨準備の一部として所有する金貨に對し、印度に於て紙幣を發行する方法認められたり。事情斯の如く爲るが故に、印度商業上の便宜に應ずる爲めに、印度證券の賣却せらるゝの必要なるや論を俟たず。此方法あるが故に、印度の有する貿易上の差額は金貨の現送に依て決済せられず、印度宛の手形并に電信爲替を購入することに依て行はる可く、殊に此方法の金融緊縮に際して、效果あるは、千九百十二年一月より二月に至る十六日間電信爲替の賣却高が三百五十萬磅の多きに上り、此金額が直に國庫を出で、市場に供せられたるの一事を以て、之を知るに難からず。或は近年印度外國貿易の發達著しきに隨ひ、印度證券又は電信爲替の賣却に依て、印度事務大臣に所要の資金を與へんとする目的は第二位に下れりとするの説あり。

即ち印度證券にして賣却せられざるも、印度政府は他の徑路を通じて、事務大臣の要する資金の全額を送付するに難からず、然も從來の方法の依然として襲用せらるゝは印度と歐洲との間に金貨の移動することを最小限度に制限し、最も經濟的方法を以て、貿易上の要求に應せんとするの目的に出づるものなり。故に爲替市場軟弱にして、電信爲替は一志四片三十二分の一の相場を以て、印度證券は一志四片の相場を以て、需要者を得る能はざる時には、其賣却は停止せられ、一方に例へば一志三片七分の十五の相場を以て、印度に於て英貨手形の賣却を見る可く、斯く印度に於て振出されたる英貨手形は通貨準備金中、倫敦に存在する金貨を以て、或は一時的放資の回收に依て、或は金貨本位準備金中の永久的放資を以て支拂はる可し。而して是等手段の内、通貨準備金中の金貨を放出するは、續いて有價證券を處分する豫備的行爲として、最も必要とする所なるが如し。(Appendices to the Interim Report of Evidence.) 又斯くハンター氏所論の如く、印度事務大臣が印度證券の賣却を停止し、又は制限すると共に、一方に印度に於て英貨手形賣却せられざらんか、印度證券賣却高の制限せられたるだけ一時印度に向つて金貨の現送せらるゝ勢を成す

可しと雖も、斯る金貨が紙幣準備金に繰入れられたる曉には、同準備金に於ける金貨に對する銀貨の割合は薄弱と爲り、其安全とする限度を降るが故に、新にルービ銀貨を鑄造する爲めに銀地金を購入するの必要を生ぜざるを得ず。然も印度證券賣却中止の結果、印度事務大臣は通例の場合に於て爲すが如く、證券賣却の代價として、事務省の領收する資金を以て、之に充つる能はず、勢印度政府をして運賃保險料を負擔せしめ、以て金貨を現送せしむるに至る可し。即ち印度證券賣却に對する制限は結局印度政府をして金貨本位準備金補充の爲め、又英國に於ける紙幣準備金運用の爲め、金貨の現送を必要とするに至らしむるものにして、現に此關係より千九百年十月より千九百一年七月に至る間に於て、印度の現送したる金貨は六百萬磅に、千九百三年七月より千九百四年二月に至る間に於て四百二十六萬一千磅に、千九百四年八月より千九百五年七月に至る間に於て六百六十萬磅に上り、何れも主として銀地金購入に對する支拂并に金貨本位準備金の補充に供せられたるの事實は、印度通貨並に金融調査委員會の中間報告書附録第一號に收録せられたる印度事務省官吏エル、アブラハム氏の論文に明なるのみならず、

(Appendix to ces. 10)

the Interim Report of the Commissioners, Vol. I, p. 13. 千九百十三年六月十二日委員會が參考員として、印度事務省財務官エフ、ダブルユート、ニューマーチ氏を喚問したる際、委員と同氏との間に行はれたる問答を見るときは、印度政府が印度證券賣却代金を以て、銀塊購入の資金に充て、隨て證券の賣却停止せらるゝときには、倫敦に向つて、金貨の現送を必要とするに至るの事情を知るに足るものあり。其要領を摘記すれば、左の如し。

(問) 昨年中鑄造に要する銀地金を購入したるは、印度に於て通貨準備金中のルービ銀貨保有高が適當と認むる程度以下に減少したる結果なりや。

(答) 然り。

(問) 然らば準備金中、金貨過大にして、銀貨過小なるの實情なりしや。

(答) 余は必ずしも金貨の過大なりしを云はず、單に銀貨の過小と爲れる事實を云はんとす。

(問) 然らば貴官は右の事情の下に、鑄貨用銀地金の購入を決定し、而して印度證券の賣却に於て得たる資金を以て、銀地金の購入を爲したるものなりや。

(答) 然り。

(問) 是等の證券は右の目的に要する資金を得る爲めに賣却せられ、印度に於て紙幣準備金中より支拂はれたるものなりや。

(答) 實際の結果は貴問の如し。證券は印度政府の國庫金殘高に依て支拂はれ、而して是等の殘高は新銀貨に對して發行せらるゝ紙幣に依て補充せられたり。

(問) 銀貨は鑄造せられて、印度證券支拂の爲めに發行せられたる通貨準備金中の貨幣に代れるものなるか。

(答) 然り。

(問) 貴官が右の決定を爲したるときには、準備金中に於ける金貨に對して、ルーピー銀貨を代らしむるを以て、必要なりとしたるものなるか。

(答) 吾人は二箇の方法を利用するを得べし。其一は倫敦に於ける通貨準備金中より金貨を得て、銀地金に對する支拂に充つるものにして、此場合には紙幣發行高を膨脹せしめず。他の一は吾人の爲したるが如く、國庫金殘高より直接に銀地金を購入するものにして、此場合には新銀貨の鑄造高だけ、紙幣發行

高を膨脹せしむるに至る可し。

(問) 實際問題として、貴官は印度證券を賣却して、右の必要に應じたるものなりや。

(答) 然り。
(Minute of Evidence of the Commission on Indian Finance and Currency, vol. I, p. 89.)

茲に於てか「印度通貨并に金融調査委員會」も如上諸種の材料を根據とし、其最終報告に於て、印度證券の賣却が印度より金貨を倫敦に現送することを回避するの效果あることを論じて、「印度證券は印度に於ける紙幣準備金中にソヴェレン金貨の無用に累積せらるゝを防ぐの方便として利用せらる。政府は一ルーピーに付き一志四片の相場を以て、ソヴェレン金貨と引換に印度に於てルーピー銀貨を供給するの義務を負うものなり。茲に於てかソヴェレン金貨の印度に拂込まれ、ルーピー銀貨鑄造に要する銀地金を購入する爲め、是等金貨の政府の費用を以て、英國に輸送せらる可き形勢を生ずるを待たず、政府自ら無限に一ルーピーに付き一志四片八分の一の相場を以て、印度證券を賣却し、印度に於けるに代ふるに倫敦に於て、ルーピーに對する支拂を受け、斯く倫敦に於て領收したる資金は紙幣準備

備金の一部として、英蘭銀行に預託するか、又は銀地金を買入れて、ルービー銀貨を鑄造し、印度證券支拂の爲めに、印度に於て拂出されたる銀貨を補充するの用に供するものなり」と云へり。(Final Report of the Commissioners. 2 174) 亦以て印度證券の賣却と英國印度間に於ける金貨出入の關係を窺ふの資料とするを得べし。

三

歐州戦争の影響を蒙りて、印度の財政并に外國貿易は如何なる變動を生じたるか。最近英國政府の發表したる印度財政に關する説明覺書に據り、開戦前後三年間の歳出入總額を擧ぐるに、左表の如し。

	一九一四—一五年	一九一五—一六年	一九一六—一七年
歳入	八一、一五七、六六六	八三、三二五、八〇〇	八六、五二八、六〇〇
歳出	八二、九四二、九三六	八五、二二〇、〇〇〇	八五、七〇二、九〇〇
歳入過不足	(一) 一、七八五、二七〇	(一) 一、七九四、二〇〇	(十) 八二五、七〇〇

右の内千九百十六年より同十七年に至る豫算は會計年度を通じて、歐州戦争の繼續す可き豫定の下に編成せられたるものにして、其純額を掲ぐれば、左の如し。

純額歳入 五七、六五一、三〇〇

純額歳出 五六、八二五、六〇〇
剩餘 八二五、七〇〇

純額歳入が前年度に比較して、大なること二百七十九萬五千六百磅を數ふるは、増稅收入三百六十五萬磅(内關稅增收二百十三萬磅)に上るが故なり。一方に昨年三月末日に於ける印度公債の現在高は二億八千六百十四萬五千八磅にして、内ルービー公債一億三百九十七萬三千七百七十九磅、英貨公債一億八千二百十七萬一千八百二十九磅にして、外に二千九百四十八萬五千六百十三磅に上る貯蓄預金、官廳預金等あり、又金貨本位準備金よりの借入金四百萬磅の現存するものあり。更に政府所有の資産に就て見るに、鐵道建設資本金一億七千六百九十九萬一千七百八十六磅、灌漑事業四千二百五十三萬六千九百磅、金貨本位準備金中、印度に於て金貨の形態を以て保有せらるゝ分二十三萬八千七百八十四磅、印度に於ける國庫金殘高に融通せらるゝもの四百萬磅、英貨證券一千六百二十一萬八千六百九十二磅、倫敦に於ける短期通知資金五百七十九萬二千六百三十一磅あり。印度に於ける現金殘高は一千一百九十八萬磅に、英國に於ける殘高は七百三萬二千二百二十一磅に

上り、今後新税の徴收せらるゝ一方に、金貨本位準備金よりの借入を繼續せんか、本年三月三十一日に於ける國庫金殘高は金貨本位準備金に屬する資金を除き、一千七百五十九萬八千二百四十八磅に達するものと計算せらる。然らば政府が國庫金殘高の枯渴に制せられて、印度證券の賣却高に制限を加へたりとするの説は之を首肯する能はず。

更に歐洲開戦前後に於ける印度輸出入貿易の變動を窺ふに、左の如し。

民間 一九一三—一四年 一九一四—一五年 一九一五—一六年

輸 入	一二二、一六五、三〇〇	九一、九五二、六〇〇	八七、五六二、四〇〇
輸 出	一六五、九一〇、二〇〇	一三一、〇六一、一〇〇	一三一、四八〇、〇〇〇
出 超	四三、七五三、九〇〇	二九、一〇八、五〇〇	四三、九一七、六〇〇

政 府			
輸 入	五、三七三、四〇〇	四、六六七、八〇〇	四、一二二、一〇〇
輸 出	八五、八〇〇	三九七、七〇〇	一、四〇〇、二〇〇
出入超	五、二八七、六〇〇	四、二七〇、一〇〇	二、七三二、九〇〇

即ち開戦の初年に於ては、印度は歐洲戦争の影響を蒙りて、貿易に變態を生じ、輸

出超過額の減少を免かれざりしと雖も、第二年に於ては全く常態に復するを得たり。斯る場合に於ては印度證券の無制限に賣却せられて、印度に於けるルーピー銀貨を倫敦に於ける金貨に變換せしめ、且つ貿易の便利を擧ぐるを以て、重要な手段とす可き道理なるに、印度證券發行高に制限の加へられたるは何故なるか。國庫金殘高の減少を理由として、之を説明する能はざることの前記の如く爲る以上は、結局印度政府の英國に於ける經費支拂高に銀地金買収に要する金額を加へたる高と輸出超過高を比較し、前者が後者より大なるだけ、印度より英國に向つて、金貨の輸送を必要とするに至るものと認む可く、而して印度證券賣却の制限に基く送金上の不便は印度の英國に對する輸出を抑制し、印度の金貨輸送高を大ならしむるの結果を齎し、恰も前記委員會に於て、アブラハム、ニューマーチ氏等の陳述したる意見を實現するに至るものに非ざるか。此點に就ては吾輩は輕卒なる斷定を下すことを避け、議論を他日に保留す可く、單に本論に於ては委員會の報告并に參考人の陳述中、印度證券問題に關係ある部分の紹介に止めんとす。